

## 第 14 回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 2 年 4 月 3 日(金) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 53 分
2. 会 場 黒潮町役場大方本庁舎 3 階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】** (10 人)  
2 番 野坂賢思、4 番 藤原 忍、  
5 番 濱口佳史、7 番 金子孝子、9 番松本昌子、  
10 番 敷地智也、11 番 酒井幸男、 12 番 福留康弘、  
13 番 ハジィフ泉、14 番 吉尾好市  
**【推進委員】** (5 人)  
1 番 大石正幸、2 番 弘瀬正彦、3 番 平野幸敏、  
5 番 小橋誠一、6 番 尾崎澄夫  
(事務局：事務局長 川村 雅志、書記 宮地 洋)
4. 欠席委員 **【農業委員】** (4 人) 1 番 小谷健児、3 番 藤田清子、6 番 山中 讓、  
8 番 伊芸精一  
**【推進委員】** (2 人) 4 番 宮川建作、7 番 福井正一
5. 議事日程
  - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
  - (2) 各議案の審議  
  
議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請(農業委員会会長許可) について(1 件)  
議案第 2 号 農地法第 5 条許可申請(県知事許可) について(1 件)  
議案第 3 号 非農地証明願について(2 件)  
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について  
議案第 5 号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
  - (3) その他の討議・報告事項について  
  
○その他

## 議 長

それでは早速、議案の方に入りたいと思います。

先ほども言いましたけどコロナ、幡多地域も宿毛の方で感染者が出たようでございます。いつ、何時、どんなことがあるか分かりませんので、ほんまに十分に注意をしていただきたいと思います。

それで、今日の欠席者 6 名はおりまして、小谷委員、藤田委員、それから山中委員、伊芸精一委員、それから宮川委員と福井委員、6 名が欠席ということでございますが、会の方としては成立をしておりますので。

それで、今日の議事録の署名人ですが、野坂委員と藤原委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速議案に入ります。

それでは議案第 1 号、農地法第 3 条許可申請につきまして 1 件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

## 事務局

それでは、議案書 1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定により許可申請がこのたび 1 件出てきております。

説明いたします。

譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町浮鞭字新田 4000 番、田 2,504 m<sup>2</sup>。

理由としましては、所有権の移転・贈与するにて許可あり次第、所有権の移転となっております。

資料の方は 3 ページ以降をご覧ください。

まず、3 ページにいつもの航空写真での位置図を配布しております。

場所がこのたびの申請地なんですけど、くろしお鉄道の浮鞭駅の海側、下側の方になります。区画で言うと、ふた区画目のやや真ん中辺りになります。

4 ページが、住宅地図に申請地を落としております。

5 ページが、航空写真でいつもの詳細図となっております。ほぼ浮鞭駅の下、加持川の下流側の方になりますけれども、2 つ目の真ん中ぐらいですね。現在、ハウスがある所となっております。

6 が公図の申請図で、7 ページが現況の写真となっております。赤い点線で囲っている部分が、該当のハウスとなっております。

最後に、8 ページ、調査書をご説明させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇さん。譲渡人、〇〇〇〇さん。

第 2 項第 1 号の全部効率の利用につきましては、譲受人の経営農地は全て工作さ

れており、農作業に従事する状況等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農作業の従事者としましては、ご本人、祖父、祖母となっております。

所有機械に関しましては、トラクター1台、軽トラック1台となっております。

続きまして、第2項第2号の農業生産法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であり、適用はいたしません。

第2項第3号の信託につきましても、今回は信託ではございませんので適用はありません。

第2項第4号の農作業常時従事としましては、譲受人の年間の日数が農業従事日数年間300日ということで、こちらも該当いたしません。

第2項第5号の下限面積につきましても、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えるということで、今回の農地の取得分を含めまして3,167平米、31.67aということで、下限面積を割るということはありません。

第2項第6号の転貸の禁止につきましても、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には該当しません。

最後に、第2項第7号の地域調和に関しまして、所有権移転後は、施設野菜キュウリの栽培を予定するため、周辺農地への影響ないと考えます。

また、こちらに関しましては農用地区域内の農用地となっております、利用権の設定につきましてはございません。

事務局からは特に問題はないと判断をします。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で何が補足あればお願いしたいと思いますが。

今日、〇〇委員と〇〇委員、担当委員が2人もおらんが。

事務局

そうですね。

事務局の方からは、以前からお話は聞いておりますので、地元の〇〇委員からも聞いております。

今回その申請するハウス、申請地およびハウスなんですけれども、伯父の〇〇〇〇さんがやられていた所を、このたび〇〇〇〇くんが新規就農者として独立立ちするために、そのハウスおよび農地をおじいさんから所有権を移転して独立するという事で事務局の方は説明に来ておりますので、特に問題はないと思います。

議 長

はい。

今、事務局の方より、親戚関係と。おじいさんの方の土地ということでございま

すが。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

事務局の方では特に問題はないということですが。

なければ承認を受けたいと思いますが、よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、農地法第 3 条許可申請につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第 1 号につきましては承認をされました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条許可申請につきまして 1 件出ております。

事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは、再び 1 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請が 1 件、このたび出てきております。

まず、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。

申請地、黒潮町上田の口字北ノクボ 1145 番 4、田 495 m<sup>2</sup>。

理由としましては、譲受人は実家近くの申請地へ住居を建築したいためとなっております。

資料は 9 ページ以降をご覧ください。

まず場所ですが、航空写真で表示しております 9 ページで、右側にくろしお鉄道の西大方駅がございます。申請地につきましては、ほぼ国道 56 号線沿いから昔の国道ですね、ちょっと中に入った上田の口の森だと思っただけですけどもちょっと入ったところ、もう国道沿いです。の申請地となっております。お隣に美容室がございます。

10 ページで見ていただきますと、住宅地図の方が分かりやすいかなと思います。

11 ページが航空写真での詳細図となっております。国道からちょっと入った所で、もうほぼ国道から見えますけれども。土地の形状としましては、隣接する町道から中に入っていくと、奥の方にちょっと開けた農地があるという所になります。

12 ページが公図となっております。

続きまして、13 ページが土地利用計画図となっております。下側に、隣接する町道から接道、通路を越して奥の畑部分を、このたび自宅の家に建て替えるという配置となっております。

14 ページが上水道の給水図となっております。

続きまして、15・16 ページが住居の立面図および平面図となっております。

最後に、17 ページが現況での写真となっております。写真の方向としましては、

奥の河川側から国道側に向いて撮っておりますので、手前が広く奥の方が、道路の方へ接続する方がちょっと狭い接続口の間口になっております。

この農地につきましては、農用地区域外となっております。当然、利用権の設定につきましてはございません。

土地の利用計画としましては、駐車場は、夫婦所有の2台を予定しております。

駐車スペースにつきましてはコンクリート舗装、それ以外のスペースにつきましては、芝生および碎石を敷設する予定となっております。

また、排水計画につきましては、生活排水は浄化槽を経由後、町道の側溝へ排水する予定となっております。

雨水に関しましては、芝生および碎石部分は自然浸透させ、コンクリート部分は町道の側溝へ放流させる予定となっております。

(資金計画について説明)

そのほかにつきましては、こちらは農地区分としましては、その他の農地ということになっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で何か補足説明があれば、お願いします。

〇〇〇〇さん、お願いします。

〇〇委員

この間、〇〇〇〇さんというこの地主の方にお会いしまして、土地も見せてもらったけど、田としてはもう利用はできんと。まあ、畑にも無理やないろうかと思うんやけど。

それで、何か中途半端なあれやから「この端はどうするが？」いうて聞いたら、端は〇〇〇〇君が買うと。親父の方が。だから、それで全部買うということ。

ほかには、別段問題はないと思うんですけど。

事務局

12 ページの公図を基本にちょっと話をさせていただくと、今回の申請地が 1145-4 の申請地になっております。もともこの農地の、実はお隣の四万十市の不動産屋さんが確か、自分が以前ホームページでたまたま見たときにこの土地を売ってまして、そのときがこの 1145-4 と 1145-5、河川側に隣接する所なんですけど。そこ一帯が全て売買というか、そういった形で売りに出されてた所なんですけれども、このたび家を建てたいという〇〇〇〇君が、お父さんは農家です。息子さんはお勤めされているサラリーマンということで、第5条の転用の申請にすると、農家さん以外の一般の方が農地を転用する場合、家を建てる場合の条件の面積が決まっております。それが 500 ㎡未満でないという制限があります。

ですので今回、1145-5を見ると面積は495㎡、500ちょっと切るぐらい、ぎりぎりですね。もう個人の方が農地を転用する面積の上限にほぼいっぱいぐらいの転用面積での転用になっております。

実際にその不動産の農地を丸々買うと500㎡を確か超えていましたので、そうなると一般の方が転用ができないので、このたびその売りに出されている土地を分筆して500㎡未満と残りを分けて、そのうちの今回、1145番の4を転用するということになっております。

ただ、これが農業者の方が農地を転用するときの上限面積は倍になります。1,000㎡未満になります。何かというと、農業者の方はどうしても農作業小屋が要ったり、車とか機械とか、そういったものを倉庫に納めなくてもいけないし、また作業小屋とかが必要になるので、農家さんの場合は県の方では転用の面積はいわゆる999㎡、約1反までは転用ができるというちょっと緩和された条件になるので、一般の方が家を建てる場合は499㎡までが転用の上限面積になるので、皆さん、今後こういった転用の相談があったときには頭の一つに覚えておいて、説明していただくと助かります。

以上です。

議長

今、事務局の方より説明がありましたとおりでございますが。

余分に下限面積を超える分については、親父さんになるがよねこれ、〇〇〇〇の方が。〇〇〇〇君の方が買い上げるということでございます。

分かりましたかね。

この件につきまして何か質疑・質問等ある方、挙手願います。

写真で見える限りでは、ほとんどもう農地としては機能してないというようなところみたいですが、ここの辺り、周辺はもうほとんど家になっちゃらね？

議長

何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。

よろしいですかね。

(質疑等なし)

それでは、5条許可申請につきまして承認を受けたいと思います。

承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

5条許可申請につきまして承認をされました。

それでは、議案第3号、非農地証明につきまして2件出ております。

1番より事務局、お願いします。

事務局

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第3号、非農地証明願が今回2件出てきております。

まず、1件目を説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地としましては、黒潮町浮鞭字浮津西分2713番、畑165㎡。同じく、黒潮町浮鞭字浮津西分2714番、畑1,074㎡。

理由としましては、20年以上耕作しておらず、現在は防災広場となっているということです。

資料は18ページ以降をご覧ください。

18ページを開いていただきまして、浮津地区の集落が載っております。浮津の集会所が国道沿いにありますけれども、浮津の集落の小高い丘の上に現在広っぱとなっている所が今回の2筆でございます。

19ページが住宅地図で、浮き津の高台といいましょうか、丘のほぼ上の方ですね、てっぺんの方の所に今回の場所がございます。

20ページが、詳細を表した航空写真になっております。2筆が隣接しております。

21ページが公図となっております。

最後に、22ページが現況の写真です。写真の方角的には、南西側の方から山側の方へ向いて、海側から山側の方向に撮っております。

状況としては、防災広場にもう何十年前からということになっておりますので、もう芝生がはがれて農地復旧するのはちょっと困難かなというところですよ。

なお、〇〇委員が欠席される以前から、ちょっとこちらの非農地証明の案件、事務局に相談が来ておまして、〇〇委員さんと、また〇〇委員とも話をしております。現況は、事務局の方で確認したところの説明をさせてもらっております、〇〇委員も〇〇委員も、特にもう非農地でもいたし方ないかなというところになっております。

また、この場所が何十年前から、以前、浮津の集会所を建てる予定だったみたいですよ。区長さんにも確認をこちらからさせてもらっております。ただ、土地の所有者さんと役場との値段の関係上精通化しなくて、その後、土地の所有者さんのご提供で防災広場の利用にということに使わせてもらっておりますけれども、このたび、浮津の防災集会所といいましょうか新しい集会所がすぐ西側にできる予定に、もうほぼ建物もできておりますので、22ページの写真に載っております奥に防災倉庫が2つ並んでおりますが、こちらの中身と倉庫自体も間もなく新しい集会所の方に移されるということになっております。

事務局からは以上です。

議長

今、事務局より説明がありました。

担当委員さんちょっと欠席ですが、〇〇委員の方で何か分かりますかね？

〇〇委員

私もあまり詳しくは分らんがやけど。

以前、ここに集会所を建てたいがやけんど、値段の折り合いでそれができんになつちょういうて、〇〇委員からはそういう話を聞いたので。

議 長

現在、防災広場ということで避難所的な役割をしてるみたいですけど。

〇〇委員

お湯でご飯を炊いたりするがをここで前やってましたんでね、そういうがに活用されるがかどうかと思っ、私も分らんです。

議 長

だそうですが、この件につきまして何か質疑・質問ありませんかね。

農地としてはほとんど活用してないということでございますが、何か。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思いますが、いいですかね。

(異議なしの声あり)

それでは、この非農地証明願の 1 番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願の 1 番につきまして、承認をされました。

続きまして、非農地証明願の 2 番、お願いします。

事務局

それでは議案書の 2 ページ、2 番の非農地証明を説明させていただきます。

願出人、〇〇〇〇さん。

願出地、今回多いです。13 筆ございます。

まず、黒潮町加持川字上ロキ谷 48 番、田 340 m<sup>2</sup>、

同じく、上ロキ谷 54 番、畑 19 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 56 番、畑 69 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 57 番、田 849 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 58 番、畑 29 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 59 番、田 42 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 60 番、畑 152 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ谷 61 番、田 135 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ口 63 番、田 188 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ口 64 番、田 264 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ口 65 番、田 39 m<sup>2</sup>、

同じく、字上ロキ口 66 番、田 396 m<sup>2</sup>、



字シモロキ山 2177 番 6、畑 595 m<sup>2</sup>。以上、13 筆になっております。

理由としましては、30 年以上も耕作しておらず、現在は山林となっているということですので。

資料の方は 23 ページ以降をご覧ください。

この 23 ページをご覧くださいと、航空写真で位置を落としておりますが、場所としましては加持本村からその奥、加持の北郷の方、香西へ行く、もう加持の本谷からすぐの入ったの所になります。大方橋川に抜ける町道から対岸の奥側の部分の、もうほぼ山の中になっております。

住宅地図で見えていただく方が分かりやすいと思います。

24 ページで、加持本村の集会所が右側に、ここですということでも赤丸をさせてもらっております。そこから奥の県道を通って、分岐の大方佐賀橋川へ行く町道を渡りまして、川を渡ってすぐ右側の農道をずっと山の方に行く所の、もう現在ほぼ山。事務局としても現地確認を、現場には到底いけるような所ではございませんでした。

25 ページが、航空写真で位置は落としております。

26、27、28 が公図で、最終的に 29 ページがもう山の中で道がないもので、対岸から全景を撮っております。もう、ほぼ山の中と山林した状態の農地となっております。

農用地区域も、当然もちろん農用地の区域外となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局より説明がありました。

担当委員さんの方で何か説明があれば、お願いします。

〇〇委員

事務局はよう行からったけど、私と〇〇委員で行って来ました。

24 ページ見てください。

橋川に越える橋のところから対岸を伝うてずっと川沿いに奥へ奥へと行ってきまして、ここは 34 年まで家があったところです。この〇〇〇〇さんという方がおりまして。

26 ページに、54 のところがありますよね、申請地 2 番、そこまで行って来ました。そこまで行って、道はええばあな幅の道があつて、あんまり人は通ってなかったような感じやったけど、その 54 番くらいな所に家があったようです。エスロンパイプとかバケツとか、そういうものが埋まったような状態でありました。

それで、昭和 34 年ぐらいまではそこに轟いう所がありますよね。24 ページの所に轟、大きなカーブの所に。そこに石橋があつて、そこから生活をしていたようです。轟ができて橋ができたけど、もうその橋も流れてしもうていうて、〇〇〇〇さんが話されてました。まあ山の中で、あんまり住める状態ではありませんでした。

以上です。

議 長

現在、もう畑も田もないと。山ということですが。  
この件につきまして何か質疑・質問ある方、挙手願います。  
ないですかね。

(質疑等なし)

なければ承認を受けたいと思いますが。

それでは、非農地証明願の 2 番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

非農地証明願の 2 番につきましても、承認をされました。

それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、別冊、議案第 4 号をお手元に準備をお願いします。

表紙をめくっていただきまして、まず 1 ページ、一覧表の整理表から説明させていただきます。

まず、ナンバー 2-1(大方 2-1)、貸付人、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-2(大方 2-2)、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-3(大方 2-3)、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-4(大方 2-4)、〇〇〇〇さん。

以上、地権者さん 4 人の方が今回借り受けするのは、高知県農業公社となっております。

設定期間につきましては、令和 2 年 4 月 7 日から令和 17 年 4 月 6 日までの 15 年間となっております。

設定をする土地に関しましては、上から順に、浮鞭字新田 3986 番、田、面積 482 m<sup>2</sup>、

続きまして、浮鞭字新田 3983 番、田、615 m<sup>2</sup>、

続きまして、浮鞭字新田 3984 番、田、826 m<sup>2</sup>、

続きまして、浮鞭字新田 3985 番、田、7882 m<sup>2</sup>。

以上 4 筆が、作物としましてはキュウリということになっております。

利用権の種類につきましては賃貸借の、反当たり全て〇〇〇〇となっております。

上記 4 筆 4 件、地権者さんが公社を借りたその後、公社と利用権を〇〇〇〇君、若い農家さんですけれども、その方と利用権を設定します。

続きまして、整理番号 2-5(大方 2-5)、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人は同じく、先ほどと同じです。高知県農業公社となっております。

設定期間は、令和2年4月7日から令和17年4月6日までの15年間。

利用権を設定をする土地に関しましては、浮鞭字社4024、現在状況は田となっております。面積につきましては2,645㎡となっております。

利用権の種類に関しましては、こちらも賃貸借の、反当たり〇〇〇〇となっております。

こちらに関しましては、農地中間管理機構、県の農業公社と地権者さんが利用権設定後、その後、町の農業公社さんが利用権を設定してハウスを建てる予定となっております。

続きまして、2ページ、整理番号2-6(大方2-6)、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-7(大方2-7)、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-8(大方2-8)、〇〇〇〇さん。

2-9(大方2-9)、〇〇〇〇さん。

続きまして、2-10(大方2-10)、〇〇〇〇さん。

以上5名の方も、同じく地権者さん5名の方から利用権を高知県農業公社と結んだ後に、こちらは〇〇〇〇さんが利用権を設定されます。

上から順に利用権の設定期間は、こちらは令和2年4月7日から令和12年4月6日までの10年間で、全て5筆ともとなっております。

設定をする土地につきましては、上から順に、田野浦字赤ハゲ664-2畑、田野浦字赤ハゲ665-2畑、続きまして、田野浦字西間3381番、畑、田野浦字中ノ谷、畑、浮鞭字ヤモウヂ4165番畑となっております。

面積は省略させていただきます。

上から3筆は、内容としましては作物は果樹、そして最後のヤモウヂも果樹となっております。

上から4つ目、〇〇〇〇さんの土地につきましては、こちらは〇〇〇〇さんはサツマイモを植える予定となっております。

利用権の種類に関しましては〇〇〇〇となっております。

〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇から今度利用権を設定する予定となっております。

事務局からは以上です。

議長

今、事務局より説明がありました。

この利用権の設定につきまして何か質疑、質問ありませんかね。

一つ、かまんろうか。

この〇〇〇〇君のサツマイモやけど、〇〇〇〇がサツマイモ植えるが？初めてのことやけど。

事務局

そうです。



まず、3ページをご覧ください。

3ページの真ん中ですね、いつも説明が始まる所なんですが、今回、借り入れの持ち込み金額が〇〇〇〇となっております。

続きまして、この借り入れに関する事業計画としましては、黒潮町で新築のAPハウスを建てる予定となっております。

内容は、ミョウガの栽培施設、ハウスの面積が2,320.5㎡の予定となっております。

事業費につきましては、全体としまして〇〇〇〇となっております。

(資金計画について説明)

続きまして、4ページ以降が見積書となっております。

15ページが、APハウスの断面図の立面図となっております。

ならびに、16ページもハウスの平面図となっております、最後の17ページが、今回APハウスを建設するヤモウヂ団地の建設場所になります。

ヤモウヂ団地を国道から上がってきまして、一番大きな中の農道をずうっと上がっていくとですね、その今予定しております、17ページの左下に大きな道が下からずうっと上がってきて、水道の丸型のタンクが山の上にありますけど、その下を通過してまだ上をずうっと上っていくと、ほぼヤモウヂ団地のてっぺんに近い所になります。

このたび、〇〇〇〇さんのハウスの建設の理由としましては、現在、麓でヤモウヂの方の所でハウスを広く造っておりますけれども、高規格道路が建設されるということでハウスの一部を取られてしまうということで、ちょっとハウスがもう移転しないといけないということで、このたびヤモウヂの今回の申請地へ取り急ぎハウスの建設をする予定と聞いております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局より説明がありました。

この件につきまして、担当委員さんの方が何かあればお願いしたいですが、今日おらんいうたかね。

事務局

そうですね。

議 長

現在の、ほいたらその作りようとは道路に取られるけんということながか。

事務局

そうですね。

事務局は聞いているのが、〇〇〇〇さん本人と、あと息子さんが隣接してハウスを幾つか建てますけれども、今回の〇〇〇〇さんが高規格の道路を建設するに当たっ

てちょうどヤモウヂを通るので、今回のハウスに一部掛かってしまうと。全てなくなるわけではないんですけど、でも、それでも一部掛かるとなるとハウス自体もある程度撤去しなくてはいけなくなって栽培面積・経営面積が減るということで、今回の申請地へハウスを建てたいということで聞いてます。

議 長

何か、この件につきまして質疑・質問ありませんかね。

〇〇委員

すいません、若い方は補助金いうていっぱい出るがやけど、やっぱり〇〇〇〇さんは年齢が高いけん補助を受けるというが<聴き取り不能>。

事務局

事務局の方が聞いているのが、喫緊に、もう時間がないので早めに土地を確保してハウスを、もう経営を安定させたいがのハウスを早く建てたいということで。

通常なら、レンタルハウスとかの補助を、当然、〇〇〇〇さんも認定農業者なので該当にはなるんですけど、ただ、うちの町の予算とか県の予算とかそういったもので、決定通知とかいろいろ申請から始まって順繰りにやりよったらもう時期がだいぶ後になるので、もう〇〇〇〇さんは自腹で、自己負担で近代化の資金を借りて自腹でやりたい、もう取り急ぎ建てたいということで、今回はもう自己資金で建てられるということです。

議 長

補助金は受けんということやね。偉いね。

事務局

受けないということです。

〇〇委員

息子さんもおるがやったら、息子さんが建てたらある程度の補助というものが出ると思うけど、やっぱりそれだけ力があるけんよね。

事務局

そうですね、〇〇さん自体も資金的に大丈夫ということで今回は初めてその近代化資金が。

いつもは〇〇〇〇さんが金融機関の窓口になっているんですけど、今回は〇〇〇〇みたいですよ。

議 長

〇〇さん、いいですかね。

〇〇委員

はい。

議 長

この〇〇〇〇さんの補助を受けろうと思うたら、まあ受けれんことはないと思

ますが、時間的にその余裕がなかったということでございます。

ほかに何かありませんかね。

(質疑等なし)

ないようでしたら、この〇〇〇〇さんの方につきまして承認を受けたいと思います。

それでは、議案第5号の1番につきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手全員でございます。

議案第5号、1番につきましては承認をされました。

続きまして、議案第5号の2番、〇〇〇〇について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局

それでは表紙に戻っていただきまして、まず2件目の資金計画の協議の説明をさせていただきます。

氏名、〇〇〇〇さんです。

内容は、こちらも同じくハウス建設料となっております。

資料の方は18ページ以降をご覧ください。

申請書以降ですが、説明が20ページになります。様式的には先ほどと同じになります。

真ん中、今回の借入申込金額が〇〇〇〇となっております。

下にいきます。

この借り入れに関する事業計画につきましては、ハウス建設導入費となっております。

内容としましては、低コスト耐候性ハウスを2棟。面積的には、1つ目が22.68a、もう一つが14.04aとなっております。事業費が〇〇〇〇。

続いて下に、「かっぱランド2棟分」とあります。これは何かというと、後ほどカタログには付けておりますが、養液栽培のシステムのことです。こちらが2棟分、〇〇〇〇。合わせまして、〇〇〇〇となっております。

(資金計画について説明)

一番下の特記事項につきまして、〇〇〇〇となっております。

事業としましては〇〇〇〇となっております。

21ページ以降が、ハウスの配置図になっております。

ハウスの場所が、先月、現地に皆さんが急きょ行かれた、事務所等を建てる予定の隣の同じ敷地になります。

22ページを見ていただきますとよく分かると思います。先月、急きょ現場で行っていただきました倉庫がある所の奥側と、以前形状変更が出ました手前側の広い所に、1号棟と2号棟と2つ大きな建物、6連棟と9連棟を建てる予定となっております。

す。

23 ページ以降が、また見積書等内訳書が一式付いてきております。

何分、ちょっとハウスが大きいもので内訳書もかなり具材・商材がたくさんございますけれども、45・46 ページが2号ハウスの立面および平面、47・48 が1号ハウスの立面・平面図となっております。

そして、先ほど言いました49・50 ページが、先ほど「かっぱランド」という、キュウリの養液栽培へのシステムのカタログの説明となっております。

最後に、51 ページが今回のハウスの予定地。ちょっと印刷が甘くて、ぼやけて分からないと思いますが申し訳ないんですが。国営の早咲の平成団地のほぼもう上の、この前現地へ行かれたので大概の委員さんは分かると思います。一番奥の所で、今回ハウスを2つ建てる予定となっております。

事務局からは以上です。

議 長

今、事務局の方より説明がありました。

担当委員さんの方で補足説明があればお願いしたい。

〇〇委員

今日来て知ったので、まだ何も聞いてないんで。

事務局

利用権と資金に関しては当日配布なので担当委員さんは聞き取りができないので、もう現況で。

議 長

分かりました。

今、事務局の説明があったと思いますが、この件につきまして何か質疑・質問ありませんかね。何か、かなり金額も大きいようでございますが。

ないですかね。

(質疑等なし)

特になければ承認を受けたいと思いますが。

それでは、議案第5号2番につきまして、〇〇〇〇さんにつきまして承認されます方、挙手をお願いします。

挙手多数です。

2番につきましても承認をされました。

それでは、議案の方が終わりましたので、いったんここで記録を止めたいと思います。

その他につきましては、後の方に回します。

(午後2時53分終了)